

2006年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査

試験問題

法律科目試験
(憲法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、1枚である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、4枚1組である。
4. 各解答用紙の右上に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号をペンで正確・明瞭に記入すること。
5. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
6. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
7. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
8. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2006年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(憲 法)

【第1問】

日本の憲法学では、1970年代以降、憲法上のプライバシーの権利を「自己に関する情報をコントロールする権利」と構成し、同権利を憲法13条により根拠づける見解—いわゆる「自己情報コントロール権説」—が、提唱・展開されてきている。

- (1) この自己情報コントロール権説の理論内容について説明せよ。
- (2) この自己情報コントロール権説に対する賛否およびその理由について述べよ。

【第2問】

第1問での叙述を前提とした場合、次の事例においては、どのような判決が下されるべきかについて述べよ。

<事例>

A 県立 B 大学は、2005年に、新入生向け講演会として、アメリカから国賓を招いての講演会を計画した。

B 大学は、「講演会準備のため及び警備の必要上、参加希望者は、①氏名、②学籍番号、③住所、④電話番号を記載して、事前に参加申し込みをして下さい」と記載した参加申込者名簿を各学部事務室に配置した。この参加申込者名簿には、警備のためにこの名簿がどのように使用されるかについては、具体的には記載されていなかった。その後、B 大学は、県警察 C から「警備の必要上、本件講演会参加申込者名簿を提出していただきたい」との依頼を受けて、この名簿を提出した。が、B 大学は、県警察 C へ提出する前に、県警察 C に提出することについて参加申込者に対して公示等による告知を行うことはしなかった。

講演会に参加していた学生 DE 2名は、講演会途中で立ち上がり、「アメリカのイラク侵略反対」と大声で叫んだため、直ちに大学職員により講演会会場外へ連れ出された。

その後、学生 DE 2名は、B 大学が本件講演会参加申込者名簿を参加申込者の事前の同意を得ることなく県警察 C に提出した行為は、憲法13条を根拠とするプライバシーの権利（自己情報コントロール権）を侵害するものであると主張して、A 県を相手取り国家賠償請求訴訟を提起した。

被告側は、(ア) 講演者は外国からの国賓でもあり、「警備の必要上」との記載をしている以上、本件講演会参加申込者名簿が県警察 C に提出されることもあることは参加申込者としては容易に予測できたのであり、(イ) 本件個人情報①②③④はそれ自体必ずしも重要なものとはいえないものであり、(ウ) 本件講演会を妨害した学生がプライバシーの権利の侵害を主張することは権利の濫用にあたる、などと反論し、被告 A 県は本件につき国家賠償責任を負わない、と主張した。